平成　　年度 介護保険実地指導自主点検表

（介護予防）福祉用具貸与
特定（介護予防）福祉用具販売

調書作成日　平成　年　月　日(　)

事業者番号	
事業所名	
サービス種類 （該当サービスにチェックしてください）	□ 福祉用具貸与 □ （介護予防）福祉用具貸与 □ 特定福祉用具販売 □ 特定（介護予防）福祉用具販売
所在地	
記入担当者職・氏名	

介護保険実地指導自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには，事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し，人員，設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が必要です。そこで盛岡市では，介護保険サービス提供事業者ごとに，法令，関係通知を基に，自主点検表を作成し，運営上の必要な事項について，自主点検をお願いし，盛岡市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

(1)毎年定期的に実施するとともに，事業所の実地指導が行われるときは，他の関係書類とともに，盛岡市へ提出してください。なお，この場合，　控えを必ず保管してください。

(2)複数の職員で検討の上点検してください。

(3)「適･不適･非該当」等の判定については，該当する項目を〇で囲んでください。なお，不適・非該当に記載した場合は，備考欄にコメント又は不適に〇をした理由を簡潔に記載してください。

盛岡市保健福祉部地域福祉課

（注）本文中の標記については，次のとおりとします。

法	→	介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）
施行規則	→	介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
平11厚令37	→	指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
基準条例第62号	→	盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）
平11厚令38	→	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）
平11老企22	→	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号）
平11老企25	→	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号）
平12老企36号	→	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日平12老企36）
平12厚告19	→	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
平12厚告20	→	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）
平12厚告25	→	厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生省告示第25号）
平12老企39	→	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて（平成12年3月1日老企第39号）
平12老企54	→	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
平12老振24	→	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について（平成12年4月11日老振第24号・老健第93号）
平13老振18	→	介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
平15厚労令28	→	指定居宅サービス等の事業の人員，設備，及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）の附則（平成15年3月14日厚生労働省令第28号）
平18厚労令35	→	指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
基準条例第63号	→	盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）
平18厚労告127	→	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
平18老計・老振・老老発0317001号	→	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号：別紙1）

第1　基本方針											
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）【】内は予防	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
1　基本方針	●		(1) 指定福祉用具貸与の事業は，要介護状態等となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，福祉用具を貸与することにより，利用者の日常生活上の便宜を図り，その機能訓練に資するとともに，利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう，その目標を設定し，計画的に行うものとなっているか。	□	□		平11厚令37 第193条	第249条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・パンフレット	
			(2)【介護予防】 指定介護予防福祉用具貸与の事業は，その利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，福祉用具を貸与することにより，利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。	□	□		【平18厚労令35 第265条】	【第238条】		
			(1) 指定特定福祉用具販売の事業は，要介護状態等となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，特定福祉用具を販売することにより，利用者の日常生活上の便宜を図り，その機能訓練に資するとともに，利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。	□	□		平11厚令37 第207条	第266条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・パンフレット	
		●	(2)【介護予防】 指定特定介護予防福祉用具販売の事業は，その利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，特定介護予防福祉用具を販売することにより，利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。	□	□		【平18厚労令35 第281条】	【第255条】		

第2 人員に関する基準

点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）【】内は予防	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
1 福祉用具専門相談員の員数	●	●	(1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は，常勤換算方法で2人以上となっているか。 → 下記の数値を記載してください。 ① 常勤専従職員の人数 （　　人） ② 常勤職員の1ヶ月の通常勤務すべき時間 （　　時間） ③ 非常勤・非専従福祉用具専門相談員の1ヶ月間の勤務時間合計 （　　時間） ④ ①＋（③÷②）の値（小数点以下第2位切り捨て） （　　） ※常勤換算方法とは，当該事業所の総従業者の1週間の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除することにより当該事業所の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいうものである。 福祉用具専門相談員が兼務している場合は福祉用具専門相談員としての仕事のみを時間数に入れること。	□	□		＜貸与＞ 平11厚令37第194条第1項 【平18厚労令35第266条第1項】 ＜販売＞ 平11厚令37第208条第1項 【平18厚労令35第282条第1項】	＜貸与＞ 第250条第1項 【第239条第1項】 ＜販売＞ 第267条第1項 【第256条第1項】	・勤務表 ・常勤・非常勤が分かる職員名簿 ・福祉用具貸与記録	
			(2) 福祉用具専門相談員は，次のいずれかに該当しているか。	□	□					
			①保健師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，　介護福祉士，義肢装具士	□	□	□				
			②介護職員初任者研修課程修了者，介護員養成研修修了者（介護職員基礎研修課程1・2級課程修了者）	□	□	□				
			③福祉用具専門相談員指定講習修了者	□	□	□				
1 福祉用具専門相談員の員数	●		(3) 福祉用具貸与事業者が介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け，かつ，福祉用具貸与の事業と介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，福祉用具専門相談員の員数を満たしているものみなすことができる。	□	□	□	平11厚令37第194条第2項 【平18厚労令35第266条第2項】	第250条第2項 【第239条第2項】		
		●	(4) 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって，当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，次の各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準をみたすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ① 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等，第239 条第1 項 ② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等，第256 条第1 項 ③ 指定福祉用具貸与事業者 第181条第1 項	□	□	□	平11厚令37第208条第2項 【平18厚労令35第282条第2項】	第267条第2項 【第256条第2項】		

第2 人員に関する基準											
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 （関係法令） 【】内は予防	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 （資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
2 管理者			(1) 指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与事業所ごとに，専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。	□	□		＜貸与＞ 平11厚令37第195条 【平18厚労令35第267条】 ＜販売＞ 平11厚令37第209条 【平18厚労令35第283条】 準用(平11老企25第3の1の1(3))	＜貸与＞ 第251条 【第240条】 ＜販売＞ 第268条 【第257条】	・勤務表 ・組織図	
			(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合，兼務形態は適切か。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 （ 有 ・ 無 ） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 （ ） ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名，職種名， 兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職種名 ：（ ） 勤務時間：（ ）	□	□	□				
	●	●	※次の場合であって，当該事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。	□	□	□				
			ア．当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合	□	□	□				
			イ．同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等，特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業 所，施設等の職務に従事する場合	□	□	□				

第3 設備に関する基準											
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
1 設備及び備品	●		(1) 指定福祉用具貸与事業者は，福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付，相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか，指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ただし，委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては，福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。	□	□		平11厚令37第196条第1項【平18厚労令35第268条第1項】	第252条第1項【第241条】第1項】	・平面図 ・設備，備品台帳 ・レンタル契約書	
			(2) (1) の設備及び器材の基準は，次のとおりとなっているか。 ① 福祉用具の保管のために必要な設備 イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ※ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について，保管室を別にするほか，つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいう。	□ □ □	□ □ □		平11厚令37第196条第2項【平18厚労令35第268条第2項】 平11老企25第3の11の2(3)	第252条第2項【第241条】第2項】		
			(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については指定居宅介護サービス等条例第252条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。	□	□	□	平11厚令37第196条第3項【平18厚労令35第268条第3項】	第252条第3項【第241条】第3項】		
1 設備及び備品		●	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか，指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	□	□		平11厚令37第210条第1項【平18厚労令35第284条第1項】	第269条第1項【第258条第1項】	・平面図 ・設備，備品台帳 ・レンタル契約書	
			(2) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業の指定を併せて受け，かつ，指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準第284条1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているとみなすことができる。	□	□		平11厚令37第210条第2項【平18厚労令35第284条第2項】	第269条第2項【第258条第2項】		

第4 運営に関する基準

点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
1 内容及び手続の説明及び同意	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売の提供開始に際し，利用申込者又はその家族に対し，サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，指定福祉用具貸与・販売の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	□	□		平11厚令37第8条【平18厚労令35第49条の2】	第9条【第9条】	・重要事項説明書 ・運営規程 ・利用申込書 ・契約書等の書面	
			※サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は，次の項目等である。							
			ア．運営規程の概要	□	□					
			①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種，員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定福祉用具貸与・販売の提供方法，取り扱う種目及びその他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項	□	□					
			イ．福祉用具専門相談員の勤務の体制	□	□					
			ウ．事故発生時の対応	□	□					
			エ．苦情処理の体制　等	□	□					
			※わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して，懇切丁寧に説明を行い，同意を得ること。	□	□					
			※同意は，利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から，書面によって確認することが望ましい。	□	□					
2 提供拒否の禁止	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，正当な理由なく指定福祉用具貸与・販売の提供を拒んでいないか。 ※サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは，次の場合である。 ア．当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 イ．利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ．その他利用申込者に対し，自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ※要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。	□	□		平11厚令37第9条【平18厚労令35第49条の3】	第10条【第10条】	・要介護度の分布が分かる資料	
3 サービス提供困難時の対応	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，通常の事業の実施地域，取り扱う福祉用具の種目等を勘案し，利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には，当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡，適当な他の福祉用具貸与・販売事業者等の紹介，その他の必要な措置を速やかに講じているか。	□	□	□	平11厚令37第10条【平18厚労令35第49条の4】	第11条【第11条】	・紹介の記録	
4 受給資格等の確認	●	●	(1) 指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与の提供を求められた場合には，その者の提示する被保険者証によって被保険者資格，要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	□	□	□	平11厚令37第11条第1項【平18厚労令35第49条の5第1項】	第12条第1項【第12条第1項】	・利用者に関する記録	
			(2) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，(1)の被保険者証に認定審査会の意見の記載がある場合には，当該意見に配慮してサービスを提供するように努めているか。	□	□	□	平11厚令37第11条第2項【平18厚労令35第49条の5第2項】	第12条第2項【第12条第2項】		
5 要介護認定の申請に係る援助	●	●	(1) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売の提供の開始に際し，要介護認定の申請が行われていない場合には，利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	□	□	□	平11厚令37第12条第1項【平18厚労令35第49条の6第1項】	第13条第1項【第13条第1項】	・利用者に関する記録	
			(2) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定の更新の申請が，遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう，必要な援助を行っているか。	□	□	□	平11厚令37第12条第2項【平18厚労令35第49条の6第2項】	第13条第2項【第13条第2項】		
6 心身の状況等の把握	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売の提供に当たっては，サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	□	□		平11厚令37第13条【平18厚労令35第49条の7】	第14条【第14条】	・利用者に関する記録	

第4 運営に関する基準											
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
7 居宅介護支援事業者等との連携	●	●	(1) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売を提供するに当たっては，居宅介護支援事業者，その他のサービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	□	□		平11厚令37第14条第1項【平18厚労令35第49条の8第1項】	第15条第1項【第15条第1項】	・情報提供に関する記録	
			(2) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに，当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	□	□		平11厚令37第14条第2項【平18厚労令35第49条の8第2項】	第15条第2項【第15条第2項】	・利用者に関する記録	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	●		指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与の提供の開始に際し，利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは，当該利用申込者又はその家族に対し，居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により，指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること，居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	□	□	□	平11厚令37第15条【平18厚労令35第49条の9】	第16条【第16条】	・居宅サービス計画書	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画に沿った指定福祉用具貸与・販売を提供しているか。	□	□		平11厚令37第16条【平18厚労令35第49条の10】	第17条【第17条】	・居宅サービス計画書 ・福祉用具貸与・販売計画書 ・サービス提供票	
10 居宅サービス計画の変更の援助	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には，当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ※サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には，支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い，その他必要な援助を行わなければならない。	□	□	□	平11厚令37第17条【平18厚労令35第49条の11】	第18条【第18条】	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票	
11 身分を証する書類の携行	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，福祉用具専門相談員に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。 ※身分を証する書類とは，身分を明らかにする証書や名札等である。 ※当該証書等は，当該事業所の名称，当該福祉用具専門相談員の氏名が記載されていること。(福祉用具専門相談員の職能を記載するものとし，写真の貼付を行うことが望ましい)	□	□		平11厚令37第18条【平18厚労令35第49条の12】	第19条【第19条】	・身分証明書 ・就業規則 ・業務マニュアル	
12 サービス提供の記録	●		(1) 指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与を提供した際には，当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名，当該指定福祉用具貸与について法第41 条第6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を，利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	□	□		平11厚令37第19条第1項【平18厚労令35第49条の13第1項】	第20条第1項【第20条第1項】	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票 ・福祉用具貸与記録	
	●	●	(2) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売を提供した際には，提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに，利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しているか。 ※記載すべき事項には，次にあげるものが考えられる。 ア. 指定福祉用具貸与・販売の提供日 イ. サービスの内容 ウ. 利用者の心身の状況 エ. その他必要な事項	□	□		＜貸与＞平11厚令37第19条第2項【平18厚労令35第49条の13第2項】 ＜販売＞平11厚令37第211条【平18厚労令35第285条】	＜貸与＞ 第20条第2項【第20条第2項】 ＜販売＞ 第270条【第259条】	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票 ・福祉用具貸与，販売記録	

第4 運営に関する基準											
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
13 利用料等の受領【貸与】	●		(1) 指定福祉用具貸与事業者は，法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には，その利用者から利用料の額の一部として，当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額（1割相当額）の支払を受けているか。	□	□		平11厚令37第197条第1項【平18厚労令35第269条第1項】	第253条第1項【第242条第1項】	・サービス提供票 ・領収証控	
			(2) 指定福祉用具貸与事業者は，法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしているか。 ※一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。	□	□	□	平11厚令37第197条第2項【平18厚労令35第269条第2項】	第253条第2項【第242条第2項】	・運営規程 ・サービス提供票 ・領収証控	
			(3) 指定福祉用具貸与事業者は，(1)及び(2)の支払を受ける額のほか，次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けているか。 ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められない。	□	□	□	平11厚令37第197条第3項【平18厚労令35第269条第3項】 平11老企25第3の12の3(1)③	第253条第3項【第242条第3項】	・重要事項説明書 ・運営規程 ・領収証控 ・車両運行記録	
			(4) 指定福祉用具貸与事業者は，(3)の費用の額に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。	□	□	□	平11厚令37第197条第4項【平18厚労令35第269条第4項】	第253条第4項【第242条第4項】	・重要事項説明書 ・利用申込書	
			(5) 福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき，その支払を受ける際，当該支払をした被保険者に対し，領収証を交付しているか。	□	□	□	介護保険法第41条 第8項		・領収証控	
			(6) 上記の領収証に，福祉用具貸与について被保険者から支払を受けた費用の額のうち，厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは，当該現に要した費用の額とする）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し，当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	□	□	□	介護保険法施行規則第65条		・領収証控	
13 利用料等の受領【販売】		●	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売を提供した際には，法第44 条第3 項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けているか。	□	□		平11厚令37第212条第1項【平18厚労令35第286条第1項】	第271条第1項【第260条第1項】	・サービス提供票，別表 ・領収書控 ・運営規程（利用料その他の費用の確認	
			(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，前項の支払を受ける額のほか，次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けているか。 ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ② 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	□	□	□	平11厚令37第212条第2項【平18厚労令35第286条第2項】 平11老企25第3の11の3(1)②	第271条第2項【第260条第2項】	・サービス提供票，別表 ・領収書控 ・重要事項説明書 ・運営規程（実施区域の確認）	
			(3) 指定特定福祉用具販売事業者は，前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。	□	□	□	平11厚令37第212条第3項【平18厚労令35第286条第3項】	第271条第3項【第260条第3項】	・利用申込書 ・同意に関する記録	

第4 運営に関する基準											
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
14 保険給付の請求・申請のための証明書・書類等の交付	●		【貸与：保険給付請求のための証明書の交付】 指定福祉用具貸与事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は，提供した指定福祉用具貸与の種目，品名，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	□	□	□	平11厚令37第21条【平18厚労令35第50条の2】	第22条【第22条】	・サービス提供証明書控	
		●	【販売：保険給付申請に必要な書類等の交付】 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は，次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 ① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③ 領収書 ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要	□	□	□	平11厚令37第213条【平18厚労令35第287条】	第272条【第261条】	・領収証控 ・パンフレット等	
15 福祉用具貸与・販売の基本取扱方針	●	●	(1) 指定福祉用具貸与・販売は，利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう，適切に行われているか。	□	□	□	＜共通＞平11厚令37第198条第1項 ＜貸与＞【平18厚労令35第277条第1項】 ＜販売＞【平18厚労令35第290条第1項】	＜共通＞ 第254条第1項 ＜貸与＞ 【第250条第1項】 ＜販売＞ 【第264条第1項】	・居宅サービス計画書	
			(2) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，常に，清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与・販売をしているか。	□	□	□	平11厚令37第198条第2項	第254条第2項		
			(3) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，自らその提供する指定福祉用具貸与・販売の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。	□	□	□	＜共通＞平11厚令37第198条第3項 ＜貸与＞【平18厚労令35第277条第2項】 ＜販売＞【平18厚労令35第290条第2項】	＜共通＞ 第254条第3項 ＜貸与＞ 第250条第2項 ＜販売＞ 第264条第2項	・評価を実施した記録 各種会議記録等	
			(4)【介護予防】 指定介護予防福祉用具貸与・販売事業者は指定介護予防福祉用具貸与・販売の提供に当たり，利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	□	□	□	＜貸与＞【平18厚労令35第277条第3項】 ＜販売＞【平18厚労令35第290条第3項】	＜貸与＞ 【第250条第3項】 ＜販売＞ 【第264条第3項】		
			(5)【介護予防】 指定介護予防福祉用具貸与・販売事業者は，利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 ※サービスの提供に当たって，利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は，かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし，サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ，「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として，利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。	□	□	□	＜貸与＞【平18厚労令35第277条第4項】 ＜販売＞【平18厚労令35第290条第4項】	＜貸与＞ 【第250条第4項】 ＜販売＞ 【第264条第4項】	・利用者に関する記録	

第4 運営に関する基準

点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
16 福祉用具貸与・販売の具体的取扱方針【貸与】			イ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえ，福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう，専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して福祉用具の機能，使用方法，利用料等に関する情報を提供し，個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。	□	□		平11厚令37第199条第1項【平18厚労令35第278条第1項第1号】	第255条第1項【第251条第1項(1)】	・使用説明書 ・相談に関する記録 ・同意に関する記録	
			ロ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，貸与する福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行っているか。	□	□		平11厚令37第199条第2項【平18厚労令35第278条第1項第4号】	第255条第2項【第251条第1項(4)】	・点検に関する記録	
	●		ハ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに，当該福祉用具の使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 特に，電動車いす，移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については，訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。 また，自働排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については，利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄，点検等）について十分説明しているか。	□	□		平11厚令37第199条第3項【平18厚労令35第278条第1項第5号】	第255条第3項【第251条第1項(5)】	・使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書	
			ニ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については，当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り，定期的な使用状況の確認，衛生管理，保守・点検を確実に実施しているか。	□	□		平11老企25 第三の十一の3(3)③			
			ホ 福祉用具専門相談員は，サービス担当者会議等を通じて，福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じているか。 ※ 必要に応じて随時，介護支援専門員は，同様の手続により，その必要な理由を記載した内容が，現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして，妥当なものかどうかの検証が必要となるため，福祉用具専門相談員は，サービス担当者会議等を通じて，福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じること。	□	□		平11老企25 第三の十一の3(3)④			
17 福祉用具貸与・販売の具体的取扱方針【販売】			(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえ，特定福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう，専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して特定福祉用具の機能，使用方法，利用料等に関する情報を提供し，個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。	□	□		平11厚令37第214条第1項第1号【平18厚労令35第291条第1項第1号】	第273条第1項(1)【第265条第1項(1)】	・使用説明書 ・相談に関する記録 ・同意に関する記録	
			(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，販売する特定福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行っているか。	□	□		平11厚令37第214条第1項第2号【平18厚労令35第291条第1項第3号】	第273条第1項(2)【第265条第1項(3)】	・点検に関する記録	
			(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに，当該特定福祉用具の使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。	□	□		平11厚令37第214条第1項第3号【平18厚労令35第291条第1項第4号】	第273条第1項(3)【第265条第1項(4)】	・使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書	
		●	※特に，腰掛け便座，特殊尿器等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については，衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明すること。	□	□		平11老企25第3の12の3(4)②			
			※なお，特殊尿器(便が自動的に吸引されるもの)の購入費を算定できるのは，廃用症候群等を生じないよう必要と判断される者であり，市町村が必要性を確認できる場合である。				平21老振0410001号第1-3			
			(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には，当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。	□	□		平11厚令37第214条第1項第4号【平18厚労令35第291条第1項第5号】	第273条第1項(3)【第265条第1項(5)】	・福祉用具使用状況，指導，修理に関する記録 ・点検に関する記録	
			※福祉用具専門相談員は，サービス担当者会議等を通じて，福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じること。	□	□		平11老企25第3の12の3(4)③			
			(5) 居宅サービス計画が作成されていない場合は，施行規則第71条第1項第3 号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認しているか。	□	□		平11厚令37第214条第1項第5号【平18厚労令35第291条第1項第6号】	第273条第1項(5)【第265条第1項(6)】		

第4 運営に関する基準											
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
18 福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）の作成			(1) 福祉用具専門相談員が利用者ごとに，福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）を作成しているか。	□	□	□	＜貸与＞平11厚令37第199条の2第1項【278条の2】 ＜販売＞ 平11厚令第214条の2第1項 平11老企25 第3の11の3(3)⑤ 平11老企25 第3の12の3(4)④	＜貸与＞ 第256条第1項【第252】 ＜販売＞ 第274条第1項		
			(2) また，指定特定福祉用具販売（指定福祉用具貸与）の利用がある場合は，指定福祉用具貸与と指定福祉用具販売に係る計画は一体的に作成されているか。	□	□	□	＜貸与＞平11厚令37第199条の2第1項【278条の2】 ＜販売＞ 平11厚令第214条の2第1項	＜貸与＞ 第256条第1項【第252】 ＜販売＞ 第274条第1項		
＜予防も同様の内容＞	●	●	(3) 福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）には，福祉用具の利用目標，具体的な福祉用具の機種，当該機種を選定した理由を記載しているか。 その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には，留意事項に記載しているか。 ※福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）の様式は，各事業所で定めるもので構わない。	□	□	□	平11老企25第3の11の3(3)⑤ロ 平11老企25 第3の11(3)（予防貸与） 平11老企25 第3の12(3)（予防販売）			
			(4) 福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）は，居宅サービス計画に沿って計画されているか。 福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は，居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し，必要に応じて変更しているか。	□	□	□	＜貸与＞ 平11厚令37第199条の2第2項【278条の2】 ＜販売＞ 平11厚令第214条の2第2項 平11老企25 第3の11の3(3)⑤ハ	＜貸与＞ 第256条第2項【第252】 ＜販売＞ 第274条第2項		
			(5) 福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）の作成に当たっては，その内容を説明した上で利用者の同意を得ているか。 福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）を利用者に交付しているか。	□	□	□	＜貸与＞ 平11厚令37第199条の2第3項【278条の2】 ＜販売＞ 平11厚令第214条の2第1項 平11老企25 第3の11の3(3)⑤ニ	＜貸与＞ 第256条第3項【第252】 ＜販売＞ 第274条第3項		
			(6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所事業者は，当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）の提供の求めがあった際に，当該計画の提供に協力するよう努めているか。	□	□	□	＜貸与＞ 平11老企25第3の11の3(3)⑤ホ ＜販売＞ 平11老企25第3の12の3(4)④ニ			
19 利用者に関する市町村への通知	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売を受けている利用者が，次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定福祉用具貸与・販売の利用に関する指示に従わないことにより，要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。	□	□	□	平11厚令37第26条【平18厚労令35第50条の3】	第27条【第24条】	・意見通知文書	

第4 運営に関する基準

点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
20 管理者の責務	●	●	(1) 指定福祉用具貸与・販売事業所の管理者は，指定福祉用具貸与・販売事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与・販売の利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	□	□		＜貸与＞ 平11厚令37第52条第1項 【平18厚労令35第52条第1項】 ＜販売＞平11厚令37第28条第1項 【平18厚労令35第25条第1項】	＜貸与＞ 第56条第1項 【第54条第1項】 ＜販売＞ 第29条第1項 【第26条第1項】	・組織図，組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書，業務日誌等	
			(2) 指定福祉用具貸与・販売事業所の管理者は，当該指定福祉用具貸与・販売事業所の従業者に，「運営に関する基準」に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	□	□		＜貸与＞平11厚令37第52条第2項 【平18厚労令35第52条第2項】 ＜販売＞平11厚令37第28条第2項 【平18厚労令35第25条第2項】	＜貸与＞ 第56条第1項 【第54条第1項】 ＜販売＞ 第29条第1項 【第26条第1項】		
21 運営規程	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	□	□		平11厚令37第200条 【平18厚労令35第270条】	第257条 【243条】	・運営規程 ・指定申請書及び変更届(写)	
			※運営規程には，次の事項を定めるものとする。	□	□					
			①事業の目的及び運営の方針	□	□					
			②従業者の職種，員数及び職務内容	□	□					
			③営業日及び営業時間	□	□					
			④福祉用具貸与・販売の提供方法，取り扱う種目及び利用料その他の費用の額	□	□					
			⑤通常の事業の実施地域	□	□					
			⑥その他運営に関する重要事項	□	□					
			※④の「福祉用具貸与・販売の提供方法」とは，福祉用具の選定の援助，納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。	□	□		平11老企25 第3の11の3(4)①			
			※【貸与】 ・「利用料」には，法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料（1割負担又は2割負担）及び法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を，「その他の費用の額」としては，徴収が認められている交通費の額等及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。 ・個々の福祉用具の利用料については，その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しない。	□	□					
			※【販売】 ・「販売費用の額」には，特定福祉用具の購入に要した費用の額を記載する。 ・個々の特定福祉用具の販売費用の額等については，その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし，運営規定には必ずしも額自体の記載を要しない。	□	□					
			※⑤の「通常の事業の実施地域」は，客観的にその区域が特定されるものとする。	□	□		準用(平11老企25 第3の1の3(17)③)			
			※【貸与】⑥の「その他運営に関する重要事項」は，標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。	□	□		平11老企25 第3の11の3(4)②			

第4 運営に関する基準

点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
22 勤務体制の確保等			(1) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，利用者に対し適切な指定福祉用具貸与・販売を提供できるよう，指定福祉用具貸与・販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	□	□		＜貸与＞ 平11厚令37第205条 第101条(準用) 【平18厚労令35第276条，第120条第1項】 ＜販売＞ 平11厚令37第101条第1項 【第289条，第120条第1項を準用】 平11老企25第3の11の3(8)②イ	＜貸与＞第263条，第108条を準用 【第249条，第102条第1項を準用】 ＜販売＞ 第108条第1項 【第263条，第103条を準用】	・就業規則 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・雇用契約書 ・勤務表	
			※原則として月ごとの勤務表を作成するものとする。	□	□					
			※福祉用具専門相談員については，次の点を明確にすること。 □ 日々の勤務時間 □ 常勤・非常勤の別 □ 管理者との兼務関係	□	□					
	●	●	(2) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売事業所ごとに，当該指定福祉用具貸与・販売事業所の従業者によって指定福祉用具貸与・販売を提供しているか。 ただし，利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ※福祉用具の選定の援助，機能等の点検，使用方法の指導等については，当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが，福祉用具の運搬，回収，修理，保管，消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については，福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められる。 なお，保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、第260条第3項の規定に留意すること。	□	□		平11厚令37第101条第2項 【平18厚労令35第120条第2項】 平11老企25 第3の11の3(8)②ロ	＜貸与＞第263条，第108条を準用 【第249条，第102条第2項を準用】 ＜販売＞ 第108条第2項 【第263条，第103条を準用】	・雇用契約書	
23 適切な研修の機会の確保	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，専門相談員の資質の向上のために，福祉用具の構造，使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	□	□		平11厚令37第201条第1項 【平18厚労令35第271条第1項】	第258条第1項 【第244条第1項】	・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料	
	●		(2) 福祉用具専門相談員は，常に自己研鑽に励み，指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めているか。	□	□		平11厚令37第201条第2項 【平18厚労令35第271条第2項】	第258条第2項 【第244条第2項】	・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料	
24 福祉用具の取扱種目	●	●	指定福祉用具貸与事業者は，利用者の身体の状態の多様性，変化等に対応することができるよう，できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。	□	□		＜共通＞平11厚令37第202条 ＜予防貸与＞ 【平18厚労令35第272条】 ＜予防販売＞ 【平18厚労令35第273条】	＜共通＞ 第259条 ＜予防貸与＞ 【第245条】 ＜予防販売＞ 【第246条】	・福祉用具パンフレット等	
25 衛生管理等	●	●	(1) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。	□	□		＜貸与＞平11厚令37第203条第1項 【平18厚労令35第273条第1項】 ＜販売＞平11厚令37第31条第1項 【平18厚労令35第29条第1項】	＜貸与＞ 第260条第1項 【第246条第1項】 ＜販売＞ 第33条第1項 【第30条第1項】	・従業者の健康診断に関する記録 ・消毒及び保管に関する記録	
	●		(2) 指定福祉用具貸与事業者は，回収した福祉用具を，その種類，材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに，既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。 なお，消毒は，福祉用具の種類ごとに，消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し，これに従い熱湯による消毒，消毒液を用いた清拭等，その種類，材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。	□	□		平11厚令37第203条第2項 【平18厚労令35第273条第2項】 平11老企25 第3の11の3(6)①	第260条第2項 【第246条第2項】	・消毒方法の標準作業書	
		●	指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めているか。	□	□		平11厚令37第31条第2項 【平18厚労令35第29条第2項】	第33条第2項 【第30条第2項】		

第4 運営に関する基準											
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
25 衛生管理等	●		(3) 指定福祉用具貸与事業者は，前項の規定にかかわらず，福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において，当該指定福祉用具貸与事業者は，当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。 また，担保するために，当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。	□	□	□	平11厚令37第203条第3項【平18厚労令35第273条第3項】	第260条第3項【第246条第3項】	・業者との委託契約書 ・業務規程等	
			① 当該委託等の範囲	□	□		平11老企25 第3の11の3(6)②			
			② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件	□	□					
			③ 受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨	□	□					
			④ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行う得る旨	□	□					
			⑤ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め，所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨	□	□					
			⑥ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在	□	□					
			⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項	□	□					
			(4) 指定福祉用具貸与事業者は，(3) の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。また，④の指示は，文書で行っているか。 確認の結果の記録を2年間保存しているか。	□	□	□	平11老企25 第3の11の3(6)③④⑤		・結果，指示に関する文書	
			(5) 指定福祉用具貸与事業者は，(3) により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しているか。	□	□	□	平11厚令37第203条第4項【平18厚労令35第273条第4項】	第260条第4項【第246条第4項】		
			(6) 指定福祉用具貸与事業者は，事業所の設備及び備品について，衛生的な管理に努めているか。	□	□	□	平11厚令37第203条第5項【平18厚労令35第273条第5項】	第260条第5項【第246条第5項】	・衛生管理に関する記録	
26 掲示及び目録の備え付け	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，事業所の見えやすい場所に，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	□	□		平11厚令37第204条第1項【平18厚労令35第274条第1項】	第261条第1項【第247条第1項】	・重要事項提示物	
			指定福祉用具貸与・販売事業者は，利用者の福祉用具の選択に資するため，指定福祉用具貸与事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	□	□		平11厚令37第204条第2項【平18厚労令35第274条第2項】	第261条第2項【第247条第2項】		

第4 運営に関する基準

点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
27 秘密保持等			(1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ※秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め，例えば違約金について定める等の措置を講じるべきものとする。 ※従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め，例えば違約金について定めを置くなどの措置を講ずること。	□	□		平11厚令37第33条第1項【平18厚労令35第31第1項】 準用(平11老企25第3の1の3(21)②)	第35条第1項【第32条第1項】	・取り決め書類 ・労働契約書等	
	●	●	(2) 指定福祉用具貸与事業者は，当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。	□	□		平11厚令37第33条第2項【平18厚労令35第31第2項】	第35条第2項【第32条第2項】		
			(3) 指定福祉用具貸与事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ているか。 ※この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	□	□		平11厚令37第33条第3項【平18厚労令35第31第3項】	第35条第3項【第32条第3項】	・同意書	
28 広告	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	□	□		平11厚令37第34条【平18厚労令35第32条】	第36条【第33条】	・パンフレット ・ポスター ・広告書類	
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。	□	□		平11厚令37第35条【平18厚労令35第33条】	第37条【第34条】		
30 苦情処理			(1) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，提供した指定福祉用具貸与・販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ※必要な措置とは，相談窓口，苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし，サービスの内容を説明する文書に記載するとともに，事業所に掲示すること等である。	□	□		平11厚令37第36条第1項【平18厚労令35第34条第1項】 準用(平11老企25第3の1の3(23)①)	第38条第1項【第35条第1項】	・運営規程 ・掲示物 ・指定申請書(写) ・苦情に関する記録	
	●	●	(2) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。 ※苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。	□	□	□	平11厚令37第36条第2項【平18厚労令35第34条第2項】 準用(平11老企25第3の1の3(23)②)	第38条第2項【第35条第2項】	・各種会議記録等	
			(3) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，提供した指定福祉用具貸与・販売に関し，法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また，利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに，市から指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	□	□	□	平11厚令37第36条第3項【平18厚労令35第34条第3項】	第38条第3項【第35条第3項】	・指導等に関する記録	

第4 運営に関する基準

点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	根拠基準条例【】内は予防	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
31 苦情処理	●	●	(4) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，市町村からの求めがあった場合には，(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。	□	□	□	平11厚令37第36条第4項 【平18厚労令35第34条第4項】	第38条第4項 【第35条第4項】	・改善報告書	
	●	●	(5) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，提供した指定福祉用具貸与・販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176 条第1 項第2号の調査に協力するとともに，国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	□	□	□	平11厚令37第36条第5項 【平18厚労令35第34条第5項】	第38条第5項 【第35条第5項】	・指導等に関する記録	
			(6) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には，(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	□	□	□	平11厚令37第36条第6項 【平18厚労令35第34条第6項】	第38条第6項 【第35条第6項】	・改善報告書	
32 事故発生時の対応			(1) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，利用者に対する指定福祉用具貸与・販売の提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。	□	□	□	平11厚令37第37条第1項 【平18厚労令35第35条第1項】	第40条第1項 【第37条第1項】	・事故対応マニュアル	
	●	●	(2) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	□	□	□	平11厚令37第37条第2項 【平18厚労令35第35条第2項】	第40条第2項 【第37条第2項】	・事故報告書等	
			(3) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，利用者に対する指定福祉用具貸与・販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。	□	□	□	平11厚令37第37条第3項 【平18厚労令35第35条第3項】	第40条第3項 【第37条第3項】	・損害賠償記録等	
			(4) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じているか。	□	□	□	平11老企25 第3の一の3の(24)の③			
33 会計の区分	●	●	指定福祉用具貸与・販売事業者は，指定福祉用具貸与・販売事業所ごとに経理を区分するとともに，指定福祉用具貸与・販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ※具体的な会計処理の方法については，別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行うこと。	□	□		平11厚令37第38条 【平18厚労令35第36条】	第41条 【第38条】	・会計に関する書類	
34 記録の整備			(1) 指定福祉用具貸与・販売事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	□	□		＜貸与＞平11厚令37第204条の2第1項 【平18厚労令35第275条第1項】 ＜販売＞平11厚令37第215条第1項 【平18厚労令35第288条第1項】	＜貸与＞ 第262条第1項 【第248条第1項】 ＜販売＞ 第275条第1項 【第262条第1項】	・職員名簿会計に関する書類 ・設備・備品に関する書類 ・サービス提供証明書 ・意見通知に係る記録 ・苦情記録等 ・事故報告書等	
	●	●	(2) 指定福祉用具貸与事業者は，利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2 年間保存しているか。	□	□		＜貸与＞平11厚令37第204条の2第2項 【平18厚労令35第275条第2項】 ＜販売＞平11厚令37第215条第2項 【平18厚労令35第288条第2項】 平11老企25 第3の11の2(7)	＜貸与＞ 第262条第2項 【第248条第2項】 ＜販売＞ 第275条第2項 【第262条第2項】	・意見通知に係る記録 ・苦情記録等 ・事故報告書等	
			① 福祉用具貸与計画・提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録	□	□	□				
			②第260条第4項に規定する結果等の記録	□	□	□				
			③第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録	□	□	□				
			④第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録	□	□	□				
			⑤第40条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	□	□	□				

第5 変更の届出									
点検項目	貸与	販売	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令（関係法令）	確認すべき事項（資料・帳簿等）	備考(コメント又は不適の理由)
変更の届出	●	●	(1) 指定に係る事業所の名称及び所在地その他介護保険法施行規則第131条で定める事項に変更があったときは，10日以内に，その旨を市長に届け出ているか。 ※届出事項 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 ③申請者の定款，寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等 ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名，経歴及び住所 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の指名，生年月日及び住所	□	□		法第75条第1項	・届出書類の控 ・定款・寄附行為 ・登記簿謄本・条例 ・平面図 ・運営規程 ・職員名簿	
			(2) 事業者は，当該事業を廃止し，又は休止しようとするときは，厚生労働省令で定めるところにより，その廃止又は休止の日の一月前までに，その旨を市長に届け出ているか。	□	□		法第75条第2項		